

## 2月から 税の申告が始まります～東村山税務署からのお知らせ 確定申告～

### ◆申告書作成会場開設は

2月16日(月)～3月16日(月)

【受付時間】午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで。土・日曜日、祝日を除く)

※3月1日(日)は武蔵野税務署(武蔵野市吉祥寺本町3丁目)で開設します。

※会場に入場するには、LINEで国税庁の公式アカウントを友だち追加し、予約をしてください。

当日券も配布しますが、配布終了後、事前予約以外の受け付けを締め切りますのでLINEでの事前予約を推奨します。

### ◆駐車スペースはありません

公共交通機関をご利用ください。



LINEの友だち追加はこちら

### ◆マイナンバーカードでe-Tax！ スマホでも作成できます！

スマートフォンとマイナンバーカードを使用して「確定申告書等作成コーナー」(右記QRコード)から確定申告書を作成・提出することができます。また、マイナポータルと連携すると申告に必要な各種証明書等のデータを申告書の該当項目に自動で入力ができます(ご利用には事前準備が必要です)。作成・提出した申告書は、コンビニエンスストアで控えを印刷することも可能です。

### ◆申告と納税の期限(令和7年分)

所得税及び復興特別所得税=3

月16日(月)、消費税及び地方消費税=3月31日(火)、贈与税=3月16日(月)

### ◆振替納税をご利用ください！

事前に届け出た預貯金口座から指定された期日に口座振替で納付することができます(個人の申告所得税・消費税のみ)。

【振替納付日】所得税及び復興特別所得税=4月23日(木)、消費税及び地方消費税(個人事業者)=4月30日(木)

※申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせは行っていません。

### ◆「キャッシュレス納付」が便利！

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口に出向かなくても納付手続きができる「キャッシュレス納付」が便利です。

【ダイレクト納付】事前に届け出た預貯金口座からe-Taxを利用して即時または期日を指定して納付

【インターネットバンキング】インターネットバンキングにより国税を電子納付

【クレジットカード納付】専用サイトへアクセスし、クレジットカードを利用して納付内容を登録し納付(納付額に応じた決済手数料の負担あり)

【スマートフォンアプリ納付】国税庁長官が指定した納付受託者が運営するスマートフォン決済専用のWebサイトから、利用可能なPay払いを選択して納付

問東村山税務署

☎042-394-6811(代表)

※詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。



お答えします！

本当に

よくある質問



国税庁  
ホームページ



問国税相談専用ダイヤル☎0570-00-5901

Q. 確定申告または市民税・都民税申告をします。ふるさと納税のワンストップ特例を申請しているので、寄附金は申告しなくていいですか？

A. いいえ、申告する場合は寄附金の申告が必要です。

確定申告または市民税・都民税の申告をするとワンストップ特例が無効となります(除外規定に該当するため)。寄附金が申告に含まれていなかった場合、寄附金控除が受けられません。

ワンストップ特例を申請した後申告が必要となった場合には、寄附金控除も含めて申告をしてください。

※当該寄附金について申告を行う際には寄附を行った団体が発行する領収書(原本)が必要になります。

### にせ税理士にご注意を！

税理士資格のない者が、納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行うことは、法律で禁止されています。

税務書類の作成は、正規の「税理士」に依頼しましょう。

問にせ税理士の情報  
報=東村山税務署  
総務課

☎042-394-6811

税理士に関するお問い合わせ  
=東京税理士会東村山支部

☎042-394-7038



### スマートフォンを無償で譲渡 第3期参加者を募集

きよせスマートフォンチャレンジ事業では、スマートフォンをお持ちでない高齢者の方に向けに、スマートフォンを6か月間無償で貸し出します。基本的な操作方法から、「LINE(ライン)」や健康習慣化促進アプリ「みんチャレ」の紹介など、初めてスマートフォンに触れる方もスマートフォンで手厚くサポートします。

対次のすべての要件を満たす方。先着100人。

①清瀬市に住民登録がある方  
②65歳以上の方(令和8年3月31日時点)

③スマートフォンをお持ちでない方  
④市が指定する講習会などに参加できる方

日場下表のとおり

【貸出期間】2月講座開始時～7月

申間1月30日までに電話できよ  
せスマートフォンチャレンジ事業コール  
センター(清瀬市役所)

☎0120-630-057(平日午前9時～午後6時、通話料無料)

※特典として、6回の講習会に  
参加など、所定の条件を満たした  
方は、貸し出したスマートフォンを無償で譲渡します。



会場	1回目	2回目	3回目	4回目
コミュニティプラザ ひまわり	2月5日(木)午前	2月12日(木)午前	2月19日(木)午前	2月26日(木)午前
下宿地域市民センター	2月5日(木)午後	2月12日(木)午後	2月19日(木)午後	2月26日(木)午後
清瀬けやきホール (残りわずか)	2月6日(金)午前	2月13日(金)午前	2月20日(金)午前	2月27日(金)午前

※生涯学習センターについては、好評につき定員に達しました。  
※5回目は5月に、6回目は7月の開講を調整中です。

### 確定申告の無料申告相談会(完全予約制)

無料で税理士に相談のうえ、確定申告書を作成・提出できます。なお、申告書などの提出のみの方は、税務署に直接持参または郵送してください。

また、土地、建物、株式などの譲渡所得がある方も、税務署に直接ご相談ください。

対年金受給者、給与所得者及び小規模納税者(事業・不動産・雑所得の所得金額が300万円以下の方)場アミューホール

持①マイナンバーカード②マイナンバーカード発行時のパスワード: 利用者証明用電子証明書(数字4桁)、署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)③スマートフォン④e-Taxの利用者識別番号(半角数字16

桁)をお持ちの方は、利用者識別番号と暗証番号の分かること

⑤源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

期2月3日(火)～5日(木)午前9時30分～午後3時30分

申1月9日午前9時から相談実施日の3日前まで申込みフォーム

問東村山税務署個人課税1部門

☎042-394-6811(自動音声で

2番を選択)

※電話での受け付けは行っていません。  
※市役所で申込みや問合せなどへの対応はしていません。  
※駐車場はありません。



申込み

書類

フォーム

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期

申

問

期</